

1.ブラジル実習生(派伯実習生)の派遣事業

昭和30年代に入り、海外移民が盛んになり農業移民の送り出しのために国内送出しの指導者が必要となり、ブラジルの現地を熟知するためにブラジルに実習生を派遣する事業が開始された。

昭和31年度農村青壮年伯国派遣要綱

<目的>

農業移民の送出について、積極的な意欲のある農村青壮年をブラジル国に派遣し、農業労働を通じて同国の農業及び農村生活の実態並びに、移住地に於ける営農発展の実際を会得せしめ、併せて両国農民の親善と伯国の日本農民に対する理解の増進に寄与せしめると共に、帰国後、我が国の農業移民事業の推進力たらしめる事を目的とする。

<実施要綱>

1. 実施主体……………国際農友会
2. 派遣人員……………10名
3. 派遣地域……………ブラジル南部
ブラジル北部
4. 派遣期間……………南伯組 S31.9 ~S33.1
北伯組 S31.11~S33.1

<資格>

1. 農業移住者送出について積極的な意欲の有る者で、その農村を中心とする移民事業の強力な推進に当る事の出来る者
2. 農業に経験を有し人物、識見共に秀でた者であって激しい農業労働に耐えうる体力を有する者
3. 年令25歳~35歳の男子
4. ブラジル国入国に禁止せられた疫病及び身体的障害の無い者

<選考>

都道府県知事の推薦する候補者について、国際農友会が設ける選考委員会において選考する。

<講習>

選考に合格した者に対して、送出前に短期講習を行ない、十分な使命並びに心構え、国際的教養を教習する。

<受入の条件>

1. 受入農場主の指示する如何なる労働にも従事するものとする。
2. 受入農場主より住居の提供を受ける他、現地に於ける標準労働賃金相当額の少

遣が支給される。

3. 軽度の疫病の治療費は受入農場主の負担とする。但し重症の場合は保険に依る事とし、予め保険に加入せしめる。
4. 休労を希望する場合は、予め受入農場主の許可を得るものとする。
5. 派遣期間中適当な時期にその地域に於ける日本人入植者予定地、参考となる既入植地試験研究機関、その他を見学する。
6. 見学期間及び休労期間が1週間以上に亘る場合は、その期間の労働賃金に相当する額を小遣から差引かれるものとする。

上記制度の派伯実習生は1956年度(昭和31年度)第1回生派遣より開始され、1964年度(昭和39年度)第9回生の派遣をもって国際農友会の手を離れ、1965年度(昭和40年度)以降は全国拓殖農業協同組合に移管された。

この間に香川県より下記の9人が派遣され、帰国後は、自家農業経営の傍ら、香川県移住協会、香川県農業改良普及所、地区の農業協同組合等に籍を置き、海外移住相談員として移住業務推進に協力した。

記

<派遣主体>	国際農友会		
第1回生	杖池 要	S31.9 ~ S33.1	南伯
第2回生	三宅 博敏	S32.9 ~ S34.2	南伯
第3回生	多田 久男	S33.9 ~ S35.4	南伯
第4回生	福浜 文雄	S34.9 ~ S36.12	南伯
第5回生	大鹿 隆行	S35.8 ~ S36.12	北伯
<派遣主体>	香川県		
	山田 義雄	S33.5 ~ S35.12	南伯
	大西 孝志	S54.11 ~ S55	南伯
<派遣主体>	全国拓殖農業協同組合		
	三井 健	S40.10 ~ S41.11	南伯
	貞弘 重信	S41.3 ~ S43.2	南伯